

2019保育入所に関するよくある質問(FAQ)【2号・3号】

【②添付書類に関する質問】

質問頻度	質問	回答
★★	Q②-1	勤務証明書に記入漏れがありました。自分で追加記入してもいいですか。
	A②-1	勤務証明書、自営業（内職等）申立書、診断書等は証明者が事実に基づき記入するものであり保護者が追記することは不正な証明にあたりますので、絶対に行わないで下さい。保護者自身で記入したことが発覚した場合その証明は無効となり申し込みが出来なくなる場合があります。 ※下枠の保護者記入欄は、保護者が記入します。
★★★★★	Q②-2	採用されて間もないため、勤務証明書の最近3か月の勤務状況及び給与支給総額の記入欄が空欄になっているが、このまま提出してもいいですか。
	A②-2	空欄部分があっても提出可能ですが、最近3か月分の給与明細書などの勤務実績がわかる書類の提出をお願いする場合がありますので給与明細書又は出勤簿の写しの保管をお願いします。
★★★★	Q②-3	勤務者と事業主の親族関係の有無とありますが、選考に影響があるのでしょうか？
	A②-3	親族関係有りて、給与単価額が最低賃金を下回る場合、減点になります。
★★	Q②-4	雇用形態を選択する欄があるのですが、選考に影響があるのでしょうか？
	A②-4	選考に影響はありません。
★★	Q②-5	今度転職することになったのですが、勤務証明書の提出は必要ですか？
	A②-5	必要です。現在の勤務先を退職する前までに、手続きに来てください。
★★	Q②-6	勤務証明書の英語版もありますか。
	A②-6	ご用意しております。保育幼稚園課窓口又はホームページからダウンロードしてください。

2019保育入所に関するよくある質問(FAQ)【2号・3号】

【②添付書類に関する質問】

質問頻度	質問	回答
★★★★	Q②-7	同一番地に住む60歳未満の方の要件書類が必要とありますが、いつ時点での60歳未満ですか。
	A②-7	申請年度の4月1日時点での60歳未満です。
★★★★	Q②-8	同じ住所に祖父母が居るのですが、祖父母の勤務証明書も必要ですか？
	A②-8	同一住所に住む祖父母が申請年度の4月1日時点で60歳未満の場合、勤務証明書等要件確認資料の提出が必要です。提出がなくても申請書を受理しますが、減点の対象となるため、入所選考に影響がでてきます。同一住所の祖父母のみが対象で、叔父・叔母等の書類は提出不要です。
★★★★	Q②-9	同一番地に住む60歳未満の祖母についての要件書類（勤務証明書、診断書等）の勤務時間（保育軽減に必要な時間）が64時間未満の場合どうなるのでしょうか。
	A②-9	同一番地に住む60歳未満の祖母についての要件書類（勤務証明書、診断書等）の勤務時間（保育軽減に必要な時間）が64時間未満の場合は、申請受付をすることはできますが、減点の対象となります。
★★★★★	Q②-10	委託を受けて仕事をしているが、こういった書類提出が必要か。
	A②-10	自営業申立書の就労形態を委託契約販売に「○」をして提出してください。一番下の証明欄には、委託元代表者の証明を受けてください。委託契約書も添付書類として提出してください。
★	Q②-11	自営業（内職）申立書の証明者欄に民生委員がありますが、私たち世帯担当の民生委員はどのように確認できますか。
	A②-11	民生委員の連絡先等については、福祉総務課（☎098-989-0203）へお問い合わせ下さい。
★★★	Q②-12	開業したばかりで確認が取れないため、自治会長等に自営業（内職）申立書の証明ができないと断られました。どうすればよいですか。
	A②-12	証明欄に自筆で「開業したばかりのため、証明がもらえなかった」等を記載し、開業届等の添付書類と一緒に提出してください。